

# リースの資本化

亀田 光行

## 目次

1. ま え が き
2. リースの資本化の前提条件
3. 資本化されるべきリースの識別基準
4. 資本化されるべきリースの計算基準
5. いわゆるリース資産の貸借対照表能力
6. む す び

## 1. ま え が き

資産活用の権利を得る方法としてのリースは戦後を通じて著しく急増している。大きな発展が見られたのは1960年代の10年間である<sup>(1)</sup>。

リースの役割が高まるにつれて、その利用企業の財務諸表への影響も無視しえなくなってきた。

ところで、現在の会計慣行ではこれらを貸借対照表上に計上し、それにともない損益計算上も若干の修正を行うというようなことは行われていない。こうした点に重大な関心をもちその重要性を会計慣行に導入する動きはアメリカにおいて既に緒についている。

一方、リースが財務分析に影響を与えるとする金融上の機能に着目して、資金調達側の側面を強調する立場も又近時重要性を増してきた。

本稿は、今回発表になったアメリカ企業会計審議会 (Financial Accounting Standard Board) を資料として、いわゆるリースの資本化に関する基礎的検討を行うものである。

## 2. リースの資本化の前提条件

リースの分類については拙稿「リースの財務政策」<sup>(2)</sup>において検討を行ったが、就中、フィナンシャル・リースは会計的には一種の負債性をもつと同時に資本的支出としての性格を有する。レツシーは将来の一定期間リース資産の使用権を獲得するが、他方それに対して每期一定額の賃借料を支払う義務を負う。外部報告のための財務会計においては、この型のリースを資産・負債として認め得るか否か、資産性・負債性を認めるとしてもその表示の仕方をどのように考えるかなどの問題は優れて会計理論の問題である<sup>(3)</sup>。

財務分析上の立場から内部管理のために、会計的表示とは一応別にその資産性・負債性を認識し、分析、検討を加えることの必要性は定着しているようである<sup>(4)</sup>。

しかしながら(1)どんな基準が資本化されるべきリースとして識別するのか。(2)資本化される金額はどのように計算されるべきか。(3)資本化されたリースは貸借対照表に如何に表示されるべきか。(4)リースに関するどのような information が脚注において lessee の財務諸表にあらわされるべきか。

という基本的問題が検討されねばならない。これらの問題は財務会計プロパーの問題であるが就中、第1及び第2の問題は、財務分析上重要なテーマをなしている。

そこで今回発表になった「FASB」の資料を手がかりに資本化に関する基礎的検討を財務的考察を中心に試みるものである。

リースの資本化を行う前提とし「FASB」においては基本として純利益 (net income) に及ぼす効果が資本化の有無に関連させて三つの要素を挙げている<sup>(5)</sup>。

- a) 実質的に「購入」であることにより資本化する。
- b) 法的負債であるので資本化する。
- c) 他の概念によって資本化された ordinary lease であること。

以上の論証は、会計上の問題としては、資産概念、負債概念の新しい形成にも関

連する問題である。

今日、すべての資産を統一的にとらえる有用な資産概念としては、潜在用役 (service potentials) という概念がアメリカにおいて広くとられてきているようである。たとえば、アメリカ会計学会の1957年の会計基準は、資産を定義してつぎのようにのべている。

「資産とは、特定の会計的実体の中で企業の諸目的に充用されている経済的諸財である。資産は予想される業務活動に利用しうるあるいは役立ちうる、用役潜在分の総計である」。

また、スプローズおよびムーニッツも資産をつぎのように定義する<sup>(6)</sup>。

「資産は期待される将来の経済的な効益で、これに対する権利が当期もしくは過年度の取引の結果、企業体によって取得されたものを表わす。」

これらの資産の定義における「用役潜在力」、「期待される将来の経済的な効益」という語はその内容が同じと考えられるが、その意味は効益が現実に現われるという点に関して、すべて資産はある程度の不確実性を持っているという意味の表現と理解されよう。

負債の概念も、資産概念に対応して、企業の負債は、「資産を譲渡すべき、あるいは用役を提供すべき債務であり、過年度もしくは当期の諸取引から生じかつ将来において決済を要する債務である。obligation」という用語は企業に対するある請求権もしくは一連の請求権を意味し、この請求権のそれぞれは既知の、あるいは合理的に算定できる満期日と、既知の、あるいは合理的に測定できる独立的な価値を持っているものである<sup>(7)</sup>。

### 3. 資本化されるべきリースの識別基準

リースを資本化するには最小限、実質的にみて購入であると認識する必要があるわけであるが、その場合、如何なる基準をもってそのように認識するかは問題があり、この点についての統一の見解はいまだないようである。

この点に関しても、やはり「FASB」の資料が参考となろう<sup>(8)</sup>。

## リースの資本化

その報告では以下に述べるように具体的に14項につき詳細な検討が行われている。

- 第1. lessee はリースされた財産に重要な持分をつくりあげる。
- 第2. リースされた財産は lessee にとっては特別の目的である。
- 第3. リース期間は実質的に財産（資産）の見積耐用年数と等しい。
- 第4. lessee は所有することに付帯する費用を支払う。
- 第5. lessee はリース財産に関する lessee の負債を保証する。
- 第6. lessee はリースを租税目的のための購入として扱う。
- 第7. リースは関係者相互間にて存在する。
- 第8. リースは lessee に通常の危険と報酬とを転化さす。
- 第9. lessee はリース料につき無条件の債務を負う。
- 第10. lessor は独立した経済的実体を欠く。
- 第11. リース終了時の残存価値はノミナルなものと期待される。
- 第12. リース契約は、lessor が正当な利益が付加されて投資が回収されるものと規定する。
- 第13. lessee は、常時 lessor の未回収投資分にて資産購入の選択権を保有する。
- 第14. リース契約は「長期間」解約できない。

第1の基準は内容的に3つの構成要因の集合体であると考えられる。

1. リースは解約できないかもしくはある偶発的事故の場合のみ解約できること。
2. リース料の支払いは、財産の service value の満期の合理的測定のもとに行われる。
3. 交渉買取権か料金の更新かのいずれかの選択権が存在すること<sup>(9)</sup>。

これらの3つの構成要素により、第1の持分の存在が立証されることになる。即ち、

『lessee は営業費用をのぞいて、リースの期間を越えて、そのリース料の現在

## リースの資本化

価値が、減価償却の額と利子費用の現在価値より大きいならば財産上の持分を得るものと考えられる。更には、lessee は購入時における財産の公正市場価値より低位の価額で、リース資産の権利取得・選択権をも保有することからも明らかである<sup>(10)</sup>

第2の基準は、よりユニークな資産が lessee needs のにマッチするほど、購入は、意図されやすいという仮定にもとづく。ただ「特別の目的」という考え方は一つの傾向を示している程度のもの、ということもあり、その強・弱の判定は困難なようにも考えられる。

第3の基準は、リース期間は実質上資産の見積耐用年数に対応する、との仮定である。リース期間が実質的に資産の経済的（寿命）を含む場合、lessee はその資産を購入したのと同じ立場にあるという仮定である。

報告書では、『リース会計の研究過程において、Hawkins と Wehlo は、24 のリース会社から53人の役員にインタビューした結果、リースをもって、(debt financing) 又は、(負債契約に同様なもの)と答えている』と指摘している。

この事は一見自明の基準とも考えられるが、しかし次のような諸点も見落してはならない。ひとつには、資産の経済的寿命の見積りが困難であること、その二は、各種の資産にはそれぞれ異った使用（方法）があり、「誰に対する経済的寿命か」という観念上の問題がある。その三は、経済的寿命の内容の問題である。例えば1935年の Public Utility Holding Company Act を説明するため、SEC はリース期間が資産の寿命の2/3 でしかない場合には、公共事業に資産をリースする lessor company をその条令から除外している。

したがってこの基準を遂行する目的のためにいかにして“実質的に等しい”という用語を定義すべきかという疑問が生じよう。

第4の基準は、所有することにより発生する費用により判定するものである。税金、保証、維持といったものがこれに該当する。この基準は特に法廷においてしばしば名目上のリースと、事実上購入との区別判断の時、応用されるようである<sup>(11)</sup>。

## リースの資本化

実務上の多くは、リース契約において、所有費用の情勢変化によって、リース料も変更しうることが明規されることが多い。したがって、この基準のみではやはり elevating form として批判される場合もある。

第5の基準は、リース契約がたんにリースの形態をとっているにすぎない時の区別としてこの基準が通用される。リースは当然に、corresponding な法的負債を lessee が負担し、結果的に lessor の負債を保証するという関係が生じてくるのである。

第6の基準、リースと租税的検討とは、リース採用上の重要な判定要素である<sup>(12)</sup>。その事は同時にリース・資本化の認識基準としても重要性をもつこととなる。

第7の基準はリースが関係（会社）相互間で発生する場合である。第1の基準が述べたごとく、リースが重要な持分の形成を行うことは理解されるが、かりにそうでなくとも、次に示す諸条件により、資本化されるべきことがわかる。即ち、(1)リース料支払いは、lessor の負債を保証するために担保に入れられるか、(2) lessee は直接、間接、リースに関して lessor の活動に重要な影響を与えることができる、そしてその状況は、

- a) lessor は lessee の「連結されていない」子会社か又は、その両者は同一親会社の子会社であって、片方が連結されていない。
- b) lessee と lessor は「共に職員、役員またはかなりの株主を持っている。
- c) lessor は直接又は間接に lessee によって設立され且つその経営は実質的に lessee に従属している。
- d) lessee またはその親会社は、選択権を通して lessor の支配権を獲得する。

さて、リースの資本化の問題について、純粹に会計学の理論に属する「連結概念」が関係してくると、事柄は複雑となる。本稿ではこの点については本旨ではないので必要に応じて言及するにとどめておく<sup>(13)</sup>。

第8の基準は、リースが所有することによって生ずる危険と報酬とを lessee に転化する事実のうちにみいだされる、そしてその危険と報酬は次のような要因に

よって生ずると考えられる。

1. 資産の運用度——満足・不満足
2. 資産の市場価値——増大・減少
3. 陳腐化
4. 遊休（生産）能力

ただし、この基準は、内容が不明確なためにしばしば反論されることがある。だが不明確の故に基準それ自体の正当性が否定されることにはならない。

第9の基準。lessee はリース契約の後では無条件でリース・レンタルの債務を負う。更にリース財産についての無条件の契約でもある。この基準は資本化の条件のうちではかなりの支持者がいると考えられている<sup>(14)</sup>。

第10の基準。lessor が独立した経済的実体を持たない場合である。

この場合には lessor が、リース業務を行ったが、場合には購入として認識すべきことが強調される。

この場合、問題になるのは「独立した経済的実体」なる意味である。

その意味は、lessor は将来の財務的危険に対して何も併有せず、かつ形式的には、lessor に対して単に「パイプ」としての役割しかもたない場合と理解される<sup>(15)</sup>。

第11の基準。税務当局は租税規則を施行する場合いつも、リース期間満了時の残存価値と取得原価の割合に注目する。もし価値が名目的なものであるならば、それはリースではない。その判断の基本的原則は、ちょうど、予想資産寿命（耐用年数）とリース期間との関係とに似ている。事実、リース満了時に、残余の寿命ないし価値がその財産について、残されていないければ、lessee は、その資産の潜在的用役を全部使い果したこととなり、従ってその点で所有者と同じ地位に立つことになる。この意味で、リース終了時の残存価値が nominal になることが期待される条件は重要なのである。

第12の基準は lessor がその投資（額）を正当な収益が加算されて回収されるべくリース契約を行っているか否かである。

## リースの資本化

既に述べたごとく<sup>(16)</sup>、ファイナンス・リースは、リース期間と資産の耐用年数（経済的）が、実質的に同一であること、その契約は解約できないことにあった。従って、lessorはそのリース資産をlesseeに売却してしまったか、又は購入価格でlesseeに貸付けた場合と同様な位置づけが与えられるのである。

もっとも、その完全回収の契約にもかかわらず、契約上の料金に不払いが生じたとしても、それは別の何らかの法律でその無条件の義務から守られると主張されることもある。しかし、そう考えても、基本的源始契約の法律上の義務に何ら変るところはない。購入としての認識基準は依然として正当性をもつと考えられる。

第13の基準。Lesseeが常時、リース資産をその未回収（未払）額で買取り出来るか否かの基準である。

マイヤー教授も指摘している如く<sup>(17)</sup>、lesseeが持つ機能は、何時でも買取選択権をもつ、管理人でしかない。ファイナンス・リースにあってはことにそうであろう。

第14の基準、この基準によって、リースは資本化されるべきことが正当化される。長期間解約できないリースは、財産を移動するという意味で購入のようなものである。

ただ、長期間解約不能でなく、それ以外の期間における解約不能条項のもとではこの基準は妥当性をもつだろうか。

解約不能がその耐用年数、買取請求権等の基準と結びついて発生する時、再びこの問題は論じられねばならない。



リースの資本化

どんな基準がリース資本化の認識に使用されるか

判定基準	リース資本化の実行基準					
	実質的購入		実質的法律上の負債		その他	
	確定	予定	確定	予定	確定	予定
1. リースは財産に重要な持分を形成する						
2. リース財産はレシーにとり特別の目的						
3. リース期間は財産の見積耐用年数と同一						
4. レシーは所有者に属する費用を支払う						
5. レシーはリース財産に関するレサラーの負債を保証する						
6. レシーはリースを租税目的のため購入として扱う						
7. リースは関係企業間にて行われる						
8. リースはレシーに危険と報酬とを転化する						
9. レシーはリース科につき無条件の債務を負う						
10. レサラーは独立した経済的実体を欠く						
11. リース終了時の残存価値はノミナルなものと期待される						

#### 4. 資本化されるべきリースの計算基準

前節において資本化されるべきリースの認識基準につき、項目を分けて可能な要因を分析した。リース資本化にかかわる基本的、概念的問題は、次のように要約された。

1. 実質的に（分割）購入であるリース
2. obligation が実質的に法的負債であるリース
3. 実質的に分割購入でも法的負債でもないリース（ordinary lease）

上記のうち、第1と第2のリースについてはその認識すべき基準が該当する場合にリースの資本化が認められ、第3については、若干の条件分析が必要なことについては異論がなさそうである。

そこで以上の基準が決定されれば、次に適当な計算手順は如何の命題が生じてくる。本節では、条件を更に分けて検討するものである。

##### (1) どんな利子率が使用されるべきか。

リース契約を行う場合、その現価決定に用いる利子率は何か。

APB Opinion No. 31.<sup>(18)</sup> は、リース期間に含まれる利子率にもとづくべきことを主張した。更にリース契約の時点で lessee による同様なタイプの資産の金型に適切な利子率が、リース期間に含まれる利子率とみなされることもある。この後者の考え方は、実は lessor にも云えることである。リース期間に含まれる率は、lessee ではなく lessor の借入利子率であり、lessor の率が確定的なところではむしろそれに用いられるべきであろう。最近におけるリース料とその内訳を示せば次のようである<sup>(19)</sup>。

物件購入価額	100.0
金 利	27.6
税 金（固定資産税）	3.9
保 険 料	0.9

## リースの資本化

手数料	6.9
合計リース料	138.9

但し、購入価額は金額を借入金

契約期間 5年

金利は実質年10%、5年間均等返済

しかし利子率決定にあたっては更に他の要素も加味されねばならない。

「FASB」の意見では次の主張がなされている<sup>(20)</sup>。

一般的には、「発行者の信用状況、諸事の制限条項、担保、売手、買手の租税効果によって」影響を受ける。具体的には

- 販売市場や手形割当を規定する信用基盤としての一般市場レートの概算値
- メーカーの信用状況に基づき、銀行にて割引かれる手形の主要なまたはより高い利子率
- 同種債権に適用される市場レート
- 公開市場で売買される礼債券（同一条件、同一危険をもつ）の現在率
- 同じ財産につき第一または第二抵当権付貸付に対し投資者が負担する現在の率

以上の5つが示されている。

加えて、所得税等、他の条件も考慮に入れるとその利子率決定は相当複雑なものとなる。

實際上、各企業は利子率決定にどのような見解をとっているかは興味深い問題であろう。「FASB」ではその例示として三つの会社を挙げている。

会社A：個々のリースにとってのリース期間に含まれる利子率の存在を認めることは、交渉過程やその他の要因を無視することに等しい。リースが implicit な利子率を持つという仮定は多くの場合、賃料価値そのものが市場の力によって決定されるという迂回的理づけを意味する。賃貸し（リース料）から生ずる財産の価値は、財産の価値にもとづいている賃貸よりも価値がある。

## リースの資本化

会社B：lessor にどんな利率（=Money rate）がリース業務上固有のものであるかを問うことは、農夫に対して、今春植えるコーンが来秋獲得される価格に、どんな利率が含まれるかを問うのと同じことである。農夫が得る価格は money rate とは直接関係していないコーンの市場に影響を与える。もし農夫が秋の収穫不良を予想すれば、今春はコーン植付けは断念しよう。lessor にあっても同種の判断を行うであろう。将来の危険が高ければそれだけ、initial lease rate を高めよう。

「会計が事実を作り出すのではなく、事実を反映するべく努力すべきことを忘れてはならない」

会社C：ファイナンス・リースにおける implicit な利率の批判的決定は、リースされた設備の残存価値である。これこそ重要な判断であって、設備に依存することは誤りである。lessor はこの想定が何であるかを示してはくれない。

以上の見解はリースがもつ経済的機能特有の事実に立脚した見解である。利率決定にともなう多くの困難な問題はここに充分指摘されている。従って利率に関する統一の見解は、リースの経済的機能が定着する時点で判明されることになる。

### (2) リース料支払の基礎は Net か Gross か

Lessor と lessee により契約されたリース料支払額は、lessor の財産の費用をカバーするための額を含む。即ち、リース財産についての lessor が負担する利子費用、資産の維持費、財産にかかる保証費、租税、危険費用、その他の費用及び利益要因である。

これらの要因のすべてが購入時点でその財産の cost に具体化されるわけではないから、一連のリース料の資本化においてそこに使用される料率算定の基準から、リース利用しなかったら発生しなかったであろう費用を除外すべきであると考えられている<sup>(21)</sup>。

## リースの資本化

リース契約は、lessee が財産の所有を仮定した場合に発生する費用を含むものである。即ち、lessor への返済額中に、そのリース料を通して間接的にその費用を支払う仕組である。従って、そうした総額に基づいて資本化すべきか、または純粹にリース料を修正した上で資本化するかの問題が生ずる。

この場合ケースは、二つになる。一つは、リースを購入として認識する場合であり、他は負債として認識する場合である。前者は、総賃料でなされねばならないし、後者むしろ純賃借料に基づいてなされねばならない。

第二の問題は、総賃借料に具体化された価額は、lessee にとっては、それを知することは困難である。lessor の負担する保険料は、lessee にとって、リース財産にどれ程有したかは基本的には知りえない事実だからである。

上述した諸点はたしかに本質の問題ではあるが、現実的には、リース契約に関する標準価格が入手されるであろうし、又、不明な要因は、見積りによって充分検討可能である。また結果として算出された数値も、その誤差はそう大きなものにならないかも知れないと考えられる。

(3) 更新または購入の選択権は考慮すべきか。

資本化されたリースの額を計算する上で、もう一つやっかいな問題は更新または購入の選択権の存在である<sup>(22)</sup>。

option provision はいろいろな規定の仕方があるが、通常はリース契約の当初において規定される。

リース資本化に関して特に問題となるのは更新のオプションであろう。そこでの問題点は二種類ある。

第一の問題は、どの程度の更新 option が計算過程で考慮されねばならないかである。更新の内容が自前には不明であるから、その条項が存在しても、計算が確認される時点で資本化すべき基準を認識すべきである。

第二の問題は、renewal option が計算過程に入る場合、その価値をいかに測定するかである。方法としては、その規定を100%実践されるものとして最初か

## リースの資本化

ら資本化の前提にしておくこと。他は事実の具体的発生に応じて処理をすること。いづれにしても、両者は、いわば「likelihood」の問題であるから、理論的複雑さとは別に、実務上では特別の問題を生じないとも思われる。

### (4) 土地と建物を含んだリース

土地と建物を含んだリースにおいて、問題になるのは、土地と建物を合体して一単位として取扱うか又は土地と建物をそれぞれ独立単位として取扱うところであるが、「FASB」の基準では、リースが実質的に所有権の移転を伴うものであるか否かによって、処理基準を区分している。

#### ① リースが借手の分類基準に該当する場合

##### (a) 借手の経理

土地と建物は、独立単位として個別に資本化される。即ち未履行費用控除後の最少リース料の現在価値はリース契約当初における不動産の公正価値に比例するように土地と建物に配分する。建物については減価償却をするが、土地については、時の経過に伴い減価の現象を生じないから、原則として減価償却はしない。

##### (b) 貸手の経理

リースが借手の分類基準に該当し、さらに貸手の分類基準に合致するなら、販売利益等を含む場合には販売型リース、そうでなければ直接金融リースとして処理をすることになる。

#### ② 借手分類基準に該当しないリース

いわゆる実質的に所有権の移転を伴わないリースにあっては、土地の公正価値がリース当初におけるリース財産の公正価値の25%以下であるか否かによって、資本化の方法を区分している。25%以下ならば、リース財産における土地の要素は無視され、単一体として資本化される。もし25%を超えるならば、一定の条件に該当する限り、土地と建物は分離した単位で資本化される。この25%を基準とした判定基準が正しいか否かについては、今後も検討を加えねばならない問題である。

## リースの資本化

しかし、土地建物を一体として含んでいるリースを土地と建物の要素に分離して取扱うことは、取引の経済的実質にそぐわないので財産はあくまでも単一単位として分類し経理すべきである。特に小規模リースにもこれを通用すると、土地と建物の要素分離には一層困難と費用とが伴うので実際的ではない。

土地と建物は前者が非償却資産、後者が償却資産と資産上の性質を異にするから、それらに対する支払借料の構成要素も当然相違し、原則として区分経理を要求するのは当然であろう。

### 5. いわゆるリース資産の貸借対照表能力

財務論の立場からするならば、純粋に会計理論とは別箇にリースの資本化（資本還元化）の必要性は認識されねばならない。前章までにおいて「資本化の前提条件」としての認識基準につき吟味してきたのであるが、この章では資本化の表示としてのリースの貸借対照表能力にふれてみる。

リース資産に貸借対照表能力があるとすればその評価と会計処理の問題が付帯する。評価については種々の意見があるが、支払借料を年金現価で割引いた現在価値とするのがもっとも一般的である。それは歴史的原価主義そのものではないが、その発展形態としてもっとも妥当と解する。

シュマンレンバッハの説による「費用の資産化、資産の費用化」の資産概念には妥当しないが、将来にわたり支出するであろう現在の資産価値を貸借対照表に資産として認め、当該金額を負債に計上する方法である。

マイヤー教授の経済的機能を基礎とする資産化（資本化）の論調は、近代会計の基礎概念につき反省をうながすものであった。まづ第一に取引概念の修正である<sup>(23)</sup>。

伝統的取引概念によれば、特定企業と他の当事者との間における価値の事実上の交換であると定義される。したがって契約当事者双方において未履行であり、用役の提供もなされていないリース契約は、伝統的取引の認識からは別のものである。この点の修正が行われなければリース契約は取引となりえないのである。

## リースの資本化

第二は取引概念の変化にもとづく、資産・負債概念の変更である。将来のリース用役(権)を会計的に資産に計上することは、会計理論の変更を前提としなければ不可能である。かかる意味で、前章において、一応会計理論とは異なる立場でリース資本化の基礎的検討を行ったのであるが、このことはまさに、財務諸表作成におけるいわゆる資産の貸借対照表能力の問題と直結する問題となる。

## む す び

リースをイグゼキュートリイ契約としてとらえる考え方はすでに定着しはじめている。一方、リースの経済的機能、従って資金調達の一形態としてとらえ考え方に立つ時、リースは実質上、購入としての機能をもってくる。換言すれば、リースの資産性が認識される。資産性の認識は、結局、リースの資本化理論である。本稿ではリースがいかなる基準で実質上購入かを識別する分析を行った。そこには種々の複雑な要素を検証することができた。残された課題は、リース資本化の合理的計算方式の検討にある。

### 注

- (1) Financial Accounting Standard Board p.1, Discussion Memorandum 1974年  
〔以下「FASB」と略省する〕
- (2) 中央学院大学論叢, 第11巻, 「リースの財務政策」
- (3) リース取引を会計的に考察しようとするならば、会計の基本概念に対する新しい理論構成が要求されよう。
- (4) ウェストン=ブリッガム “Managerial Finance” 邦訳 II, pp. 5-8.
- (5) 「FASB」 p. 29.
- (6) Sprouse and Moonitz, 同訳書134頁。
- (7) 「同書」156頁
- (8) 「FASB」 p. 40.
- (9) 「FASB」 p. 41.
- (10) 「FASB」 p. 43.
- (11) 「FASB」 p. 45.
- (12) 「FASB」 p. 46. 及び前掲「亀田」



## リースの資本化

- (13) 「FASB」 pp. 46-47.
- (14) 「FASB」 p. 47. ウェストン=ブリッガム p. 60.
- (15) 例えば核燃料のリースの場合にはこの説明は妥当性が減少しよう。
- (16) 「FASB」 pp. 43-45.  
なほリースの分類定義は拙稿「リースの——」を参照。
- (17) John H. Myers, „Reporting of lease in financial statements No. 4 「リース会計」邦訳 p. 119.
- (18) 「FASB」 p. 59. Accounting Principles Board 31.
- (19) 産業経理 Vol. 37 No. 17., p. 34.
- (20) 「FASB」 p. 60.
- (21) 「FASB」 p. 61.  
“リース料の決定” については Myers 「前掲書」 p. 112.
- (22) 「FASB」 p. 62.
- (23) 「FASB」 p. 70.